

石労基発第183号  
平成24年12月4日

別紙の団体の長 殿

石川労働局労働基準部長

### 飲食店における労働災害防止対策の徹底について

石川県における休業4日以上労働災害は、今年10月末現在で804人となっており、平成23年同期に比べると51人(6.0%)の減少となっております。これは、冬期間の路面の凍結等による転倒災害が減少したことによるものであり、それを除くと決して災害が減少しているとは言い難い状況にあります。

その中で、飲食店における労働災害は、今年10月末現在で25人で、平成23年同期に比べ4人(19%)の増加となっております。災害の詳細をみると、工具や食品加工用機械による切れ災害及び作業床や通路における転倒災害が、それぞれが3割を占めており、これら災害への防止対策を講ずることが必要です。これから年末年始の繁忙期を迎え、労働災害のリスクが高まることが予想されることから、一層の災害防止対策を進めなくてはなりません。

つきましては、下記の内容を実施し、切れ災害及び転倒災害の防止を中心とした労働災害防止対策に努めるよう、会員事業場等に対して周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

### 記

経営トップ自らが、全ての労働者に対して労働災害防止について呼び掛けを行う。

機械設備について安全カバーや安全装置の状態を点検し、必要な補修を行う。

作業床や通路等には、荷物等の放置や濡れた状態が放置されないよう、4S(整理・整頓・清潔・清掃)運動を実施する。

屋外の凍結しやすい場所を確認し、履き物の選定、シート等を敷くなど、凍結等による転倒災害を防止する。

## 別紙

## 要請先団体

石川県鮪商生活衛生同業組合 理事長	〒920-0994	金沢市茨木町40
石川県麺類食堂生活衛生同業組合 理事長	〒921-8044	金沢市米泉町7-24
石川県料理業生活衛生同業組合 理事長	〒920-0911	金沢市橋場町2-23
石川県飲食業生活衛生同業組合 理事長	〒920-0944	金沢市茨木町40
石川県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長	〒920-0944	金沢市茨木町40